裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成26年5月30日(金)午後3時から午後5時20分
- 2 場所 東京地方裁判所第1会議室
- 3 参加者等

司会者 大 熊 一 之(東京地方裁判所刑事部判事)

裁判官 三 上 孝 浩 (東京地方裁判所刑事部判事)

検察官 横 田 希代子(東京地方検察庁公判部副部長)

検察官 西 村 朗 太(東京地方検察庁公判部副部長)

検察官 鈴 木 淳 史(東京地方検察庁公判部検事)

弁護士 水 橋 孝 徳 (第二東京弁護士会所属)

弁護士 山 本 明日香(東京弁護士会所属)

弁護士 実 野 現(第一東京弁護士会所属)

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

なお、裁判員経験者7番は欠席した。

4 議事概要

司会者

裁判員経験者意見交換会を始めたいと思います。本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございました。本日は主に量刑評議のあり方ということについて率直な御意見をいただきたいと思います。

まず皆様方の紹介を兼ねて、どのような事件を担当し、どのような感想を 持たれたかということからお話を伺いたいと思います。なお、本日は8名の 方々が出席予定でしたが、7番さんは急遽差し支えの用事がありましたので、 7名ということで進行させていただきます。

最初にまず1番さんの担当した事件を御紹介させていただきます。実は1番さんと5番さんは同じ事件なので共通の事件を紹介することになるのですが、強盗致傷事件ということであります。被告人は47歳の男性ですが、6

6歳の共犯者と高齢の女性をねらった強盗致傷事件ということです。どういうことでこの方を狙ったかというと、この被害女性がパチンコ店で大当たりをしていたのに目をつけて、この女性から金品を奪おうということで、被害者が店を出たのを付け狙って、路上で二人で殴る蹴るなどの暴行をし、現金8万円余りが入ったバッグなどを奪い、その際に被害者に対して全治約2週間のけがをさせた、こういう事案でありました。検察官は強盗致傷事件ということで懲役7年を求刑し、評議の結果、懲役5年の判決を言い渡したという事案であります。

1番さん, 今どんな感想をお持ちなのか, いかがでしょうか。

1番

皆さんと相談しまして、非常に裁判長初め裁判官の方たちのリードがすばらしくて、評議は非常にスムーズでよかったんですが。そのときよりも、あれでよかったのかなという気持ちのほうがずっと強くて、今、刑を言い渡された方がどう考えてどうしてるのかなとか、ずっとどこかにちょっと残っていて、あれでよかったのかなとかという気持ちはあります。一人の人に対して何日間かずっと思って考えて話し合うという貴重な経験をさせていただきましたことは、とてもよかったと思っております。ただ、これは立ち直るための期間というふうな、罰ではなくて教育とすれば、それが本当にどの程度教育が、その年数というものが教育として成り立つのかどうかというのは少し、非常に難しいなと考えております。

司会者

ありがとうございました。判決に至る筋道,話合いは,十分話合いができたし,意見交換としては充実してたという趣旨でしょうかね。

1番

そうです。

司会者

出した結論についても、そのときはベストの結論を出した。だけども、あの人が今どうやって受け止めて、将来の立ち直りに向けて考えてるのかだけが今でも気になるということですね。

1番

そういうことです。

司会者

5番さん,いかがでしょうか。

5番

同じ事件だったんですけれども、チームの皆さんと意志の疎通がとても図れたということ、すばらしい裁判長のもとでできたということは、とても恵まれていたなと思っています。ただし、1番さんがおっしゃっていましたように、今も罰を受けてらっしゃる方のことを時折思い出しますし、自分が科した年数というのを忘れはしませんですし、そういうことが心の中にずっと残るものなんだなということは感じています。また、その年数が正しかったのかどうかというのは、ずっと分からないんじゃないかなというふうには今も思っています。あるときにやっぱりあれでよかったと思う瞬間はないんだろうなということを今は思っています。

司会者

ありがとうございます。続いて2番さんの事件を御紹介いたします。2番さんの事件は傷害致死ということでありました。この事件は、被告が実父である被害者に対して暴力を加えて死なせてしまったというものですね。実父は当時52歳でしたが、かねてから糖尿病等に罹患していて、それがかなり進行していて、失禁もするようになったと。本件直前には廊下に大小便を漏らしてしまって、それを見つけた被告人がこの実父に対してその後始末をするようにと求めたわけですが、なかなか実父がそれに応じなかったということで、けんかになってしまって、それに腹を立てた被告人が実父である被害

者の背中を殴ったり膝で蹴ったりした結果、糖尿病等により体が弱っていた被害者に肋骨骨折を生じさせてしまって、これに起因して3日後に外傷性血胸で亡くなったと、こういう傷害致死の事案でありました。検察官は懲役3年を求刑し、裁判所は懲役2年6か月、執行猶予4年の判決を言い渡した事件でありました。

2番さん、どのような感想をお持ちですか。

2番

この裁判に関わったということは、私の中ではとても、いろんな意味ですごく大きなことで、今でもたびたび考えてしまうことがあります。私の参加した裁判は、事実関係について争いはなく、被告人に対してどのような量刑を科すべきかというものだったので、被告人がお若いということもありまして、最初みんな被告人の味方という雰囲気だったんですね。個人的に何かそのことにすごくショックといいますか、何か衝撃を受けてしまって。なので、自分が最初参加するときに思っていた以上に、自分の意見といいますか考えをかなりたくさん話す結果になりました。でも、それは結果的にはとてもよかったと今も思っています。

司会者

ありがとうございました。まさに理想的な評議だったんじゃないかなと思います。雰囲気で一面的な見方で支配されてしまって議論が深まらないということではなくて、まさに2番さんが違う見方を提示されて、それを皆さんが受け止めて議論して結論を得られたというのは、裁判員裁判が目指す本当の姿だと思います。よかったと思います。ありがとうございました。

それでは、3番さんの事件を御紹介いたします。3番さんの事件も傷害致死の事件ですが、事件の概要は、被告人が同棲していた被害女性の浮気を疑って、その頭を蹴り、頭が壁にぶつけられるという形で死亡させてしまったというものです。検察官は懲役5年の求刑をしましたが、判決は懲役3年、

執行猶予5年、保護観察付きという結論になりました。

3番さん、どんな感想をお持ちでしょうか。

3番

この裁判の2日間,選任の日と裁判2日間と判決と4回の呼出しだったんですけれども,裁判の2日間のときは,夜も眠れなくなってしまうぐらい本当に真剣に考えまして,被害者のことも被告人のことも本当に真剣に考えました。それで,みんなとすごく話し合えて,結果的には何かとてもいい裁判ができたんじゃないかとみんなで納得できて,判決の日はすがすがしいぐらいの気持ちで,御本人たちにしてみたらそんな日ではないと思うんですけど,私たちとしてはとてもすがすがしい気持ちで終われて,何となく今もすっきりとしているので,その当時の裁判官の方が,もうあしたからはこの事件のことは忘れてまた日常の生活に戻ってくださいと言ってくださったので,いつの間にかそんなに真剣に考えない日々に戻れていたので,自分的にはいい裁判ができてよかったかなと思っています。

司会者

2日間裁判所に出てくる日は夜も眠れないぐらいだったというお話だった んですけども、それは事件の内容自体が非常に重くてそういう気持ちになっ たのか、あるいは、自分と違う人と意見を闘わすこと、自分の意見を述べな きゃいけないことがプレッシャーでちょっと気が重かったのか。それはどち らでしょうかね。

3番

裁判の内容としてはむしろ軽いと言っては被害者に申しわけないんですけれど、殺す気もなかったし、凶器を使ったわけでもなかったので、内容が重かったということではないんですけれど、どれぐらいの刑にしたらいいのかというのが、被告人の一生に関わることだし、被害者は亡くなってしまっていて、お子さんが二人いらしたんですね。事情があって、自分では育てられ

なかったので、お子さんは施設に入っていたという事情があったんですけれ ど、そのお子さんたちのことを考えると、たとえそういう母親であったとし ても、いてくれたら絶対二人の心の支えにはなったはずだから、軽い刑にし てしまっていいんだろうかとか、やっぱり刑について悩んでしまったという ことですね。

司会者

そうですか。よく分かりました。続いて、4番さんですが、4番さんの事件は強姦致傷事件であります。深夜帰宅途中の被害女性を見かけて暴力を加えて強いて姦淫をしようとしたという事案ですけども、被害女性が抵抗したため姦淫自体は未遂に終わって、ただ被害者に全治約3週間の鼻骨骨折等のけがをさせたという事案です。検察官は懲役8年を求刑し、裁判所の判決は懲役7年ということでした。どんな感想をお持ちですか。

4番

正直言うと、とてもつらい時間でした。全部で4日間の裁判で、そのときも思ったし今も思ってるんですけど、もしこの裁判に選ばれる裁判員が全員男性だったらどうなってたのかなと思う気持ちがあって、やっぱりこういう事件なので女性がいてよかったなと思ったんです。もちろん男性も分かってくださるでしょうけど。本当に公平な裁判員裁判というのは無作為で選ばれるというのがきっと公平なんでしょうけど、私には子供がいないので、被害者の親御さんの立場とかというのは想像でしかなくて、もし自分がというふうにやっぱりどうしても考えてたんです、この4日間。そういうふうに思って皆さんといろんな話合いをして結論が出たんですけど、女性がいてよかったなというのはすごく思っていて、今思うことは、裁判の中で見た資料で、被害者の女性が顔をけがしてるので、もう腫れてる状態の彼女しか私は知らないですけれど、彼女が少しでも幸せでいてほしいということを日々祈っています。

司会者

性犯罪に対する男女の受け止め方の違いという問題があるかと思いますけれども、男性だとなかなか女性の被害者の気持ちを十分にはすくい上げ切れていないんじゃないかなというふうに具体的にお感じになったことはありますか、この事件の評議に当たって。

4番

彼女がされたことの屈辱感みたいなものは、こういう裁判においては、きっと女性でしか想像し得ないのかもしれないと思いますが、別のことで、例えば女性がナイフを持って男性を殺してしまうことはあるかもしれないですけれども、このことに関しては、その彼女の屈辱感を、私は個人的に性犯罪とか殺人とか同じぐらい重いことというか、この事件みたいに最後まではいかなかったけれどもという場合でも、その屈辱感というのは、女性でないとちょっと、なかなか想像するのは難しいんじゃないかと思っています。

司会者

ありがとうございます。それから、6番さんの事件を紹介いたします。6番さんの事件は、罪名は強盗致傷ということで1番さん、5番さんと同じなんですけど、少し内容が違っていて、これは要するに中国人留学生同士のトラブルです。この裁判員裁判で裁かれた被告人は3名なんですけれども、ほかに中国人留学生仲間2名が加わって5名でこの事件を起こしたと。この被害者ももともと違法なビジネスを一緒にやっていて、その金銭トラブルからもめごとが起きて、この被告人と共犯者合計5名で被害者を呼び出して、ロープで被害者を縛り上げてかなり長い時間にわたって暴力を振るって、高額の現金を払わせようと要求し続けたと。結局お金自体はとることができませんでしたけれども、全治約1週間の右肩切創、刃物を使ってますので切り傷を負わせたと、こういう事案でした。これについては、被告人3名が審理の対象になっていますけれども、弁護人の中には、それぞれが上下関係、序列

があるんだということで、主犯となる人に比べれば少し軽い刑をしてほしいと、こういうような主張をしていたわけですが、検察官は3名それぞれ対等であるということで、平等にいずれも懲役6年の求刑をし、裁判所の判決も最終的には平等に被告人3名それぞれ懲役4年という言い渡しがされたという事案でした。6番さん、いかがでしょうか。

6番

おっしゃられたような事件だということで、被告人、被害者に対して、僕 らが心理的につらくなるということはそんなにはなくて、気持ちの負担とい うのはそんなにはありませんでした。そういう意味では、裁判を進めていく 中で、具体的に事実を確認したり議論したりすることに比較的集中できたの かなと思います。振り返ってみてちょっと思うのは、被告人が3人いたとい うことで、その3人まとめて裁判する。それについて、3人について判決す るという、この裁判を何かデザインするというのが多分前の段階であったと 思うんですけども、そういう、どういう固まりで裁判を起こすのかという何 か計画みたいなものがある中で僕がいるんだなということも、改めて後にな って感じたことだと思います。それから、すごく印象に残るのは、裁判とい うとテレビで裁判所の中の風景しか浮かばないんですけど, あそこの場面と いうのは本当に裁判活動をしている中のほんの一部で、その前の段階もいろ んなことを議論して、それで裁判が始まって、終わった後は評議があるとい うことなので、むしろ裁判の本質というのはこの評議のところにあるんじゃ ないかなということはすごく感じました。そこの肝心な部分を体験すること ができたというのは、とても僕の人生の中でも意味があるなと今になって思 い返します。

司会者

分かりました。それでは最後、8番さんになりますが、8番さんの事件は、 覚せい剤と関税法違反という事件でした。日頃余り耳にするような、目にす るような、そういう事案ではないんですけれども、簡単に事案を紹介しますと、これは被告人が日本国内で覚せい剤を密売するというようなことをしていた人ですけれども、密売用の覚せい剤をタイから密輸入しようと思った。そして事情を知らない知人を使って覚せい剤約960グラムをタイから日本国内の空港まで飛行機で運び込ませたんだけれども、税関検査で発見されてしまった、こういう事案です。検察官は懲役15年と罰金800万円を求刑して、裁判所は最終的には懲役13年及び罰金700万円という判決になったわけです。どんな感想をお持ちでしょうか。

8番

最初話があるときから争点は量刑であるということで、罪の事実は被告人 本人は認めているというところからのスタートでしたので、そこの部分に関 して淡々と進んだ印象があります。ただ、その覚せい剤の量というか、それ が多量であるのか、どこからが多いのか少ないのか、そういったところもま ず感覚が分からなかったので、やはり過去のそういった量刑を見ないと判断 ができないなという印象がありました。当時の裁判員の方はそれぞれやはり 同じような意見も出ていて、いろんな意見が出たことを記憶しています。そ の中で、やはり裁判長がいろんな考えの意見を決して否定しないで受け止め て聞いていただいたのが、やはり意見が出やすい雰囲気が出てですね、活発 な意見が出ていたことを記憶しています。実際この量刑に関しては、厳しく やるべきじゃないかという気持ちはあったんですけれども、裁判員の方々と いろんな話をする中で、こういう考え方もあるんだといった中でだんだんも まれて、自分でも最終的には納得できた長さを感じました。終わってみて心 理的に負担はあったのかというと、もう事実を認めているということで、そ れほど精神的な負担はなかったです。3日間でしたけれども、逆にいろんな、 自分がそれに対して何も知らない部分で、もっと知識を増やさないと、増や して考えないとだめなんだなというところを感じながら3日間対応したよう

なことを記憶しています。

司会者

ありがとうございました。皆さん各自担当された事件を御紹介しながらそ れぞれお感じになったことを説明していただきましたが、少し各論的なお話 に移って、その中でまた感想をお伺いしたいと思います。まず量刑が非常に 重かったと、量刑が長いと、今でもいいのかなと思っていると、こういう御 意見をいただきましたので、その基本的考え方から少し確認したいと思いま す。刑罰を定める、犯罪があった場合に具体的にこの被告人にどの程度の刑 罰,懲役何年とかいうものを決めるということについては、日常生活なんか でも、ドラマを見たり映画を見たり、あるいは新聞を見たりして、自分なり に考えながら、例えばこの事件ではこんな判決を下したというふうな報道に 接すると、重いとか軽いとか、それなりにお感じになったことがあるんじゃ ないかと思うんですね。そのとき感じていた基準というのは、どういうもの を基準として刑罰を決めるべきだと考えていたのかということ。それから, 現実にこの事件,皆さん方が裁判員裁判を経験されて,裁判官らから行為責 任とか、あるいは犯罪行為を中心に刑罰を決めましょう、そして反省とかそ ういうことは考慮もするんだけど副次的なものですと, それから行為責任, 行為の重さが同じぐらいなら刑罰も同程度にしないと公平という観点からは 問題があるかもしれません、こんな説明をされたと思うんですけども、そう いう説明がもともと自分の持っていた刑罰に対する考え方と全く同じだった のか、違うとしたならば、それはすっと頭に入って納得できたのか、あるい は最後まで違和感を払拭できなかったのか、この辺について御意見を伺いた いというふうに思います。いかがでしょうか。もともと刑罰はどう決めるべ きだと考えていたのか。裁判員裁判で受けた説明や考え方についてどんな印 象を持ったのかと、こんな問題ですけど。

2番

私自身は、かなり率直な意見を出すことはできたんですけど、ちょっと言 い過ぎるのもよろしくないかなと思ったんです。被害者の抱えていた病気の 深刻さというものがあって、たまたまですけど、私自身がそういう家族を抱 えた経験があったので、人権を踏みにじられるような扱いを受けていいもの ではないという気持ちもあって、そういうところで、確かに殺すつもりはな かったし、いろいろ被告人にとって不利なことはあったんですけど、それで もやっぱり、もう生命を奪ってしまったということの重さというのは、やっ ぱりきちんと分からなければいけないんじゃないかなというところがありま した。あとは、その家族が抱えている状況の中で、結果的にこういう不幸な 事件が起きてしまったという背景はかなりいろいろありまして、そういうこ ともずっと話し合っていった中で、今でもすごく私の印象に残ってるのは、 裁判官の方が最後、家族全体がそういう問題を抱えていて、その結果として こういう事件が起きてしまった、そのこと自体を、家族の責任はあるかもし れないんだけれども、そのことを全部罪として問うことはできないんですよ というようなことをおっしゃって、やっぱり量刑を決めるところは、本当に 具体的にその被告が手を下した部分だけ、そこだけを見てくださいというふ うにおっしゃって、確かにそれはそうだなと。

司会者

非常に重要な御指摘があったと思うんです。一つは恐らく人が亡くなったという重大な結果というものが、まず自分はすごく頭の中にあるし、そこからまず犯罪とか刑罰というものを自分は考えたいと思っていたと。ところが、裁判官の説明で、犯罪行為の責任をとってもらうという形になる、生じた結果だけではなくて、犯行に至る経緯とか、それから被告人自身がその結果についてどれぐらい非難されなければいけないのかということも考えながら、行為全体の重さを考えていきましょうと、こういう話がされたんじゃないかと思うんです。それは本当に、ワイドショー的にテレビで犯罪を見て自分な

りに刑罰を考えるときとはちょっと違う枠組みみたいなものを提示されたのではないかと思うので、それに対しては、同じ枠組みの中で自分はこういう見方をしますということを十分意見が言えて、それは結果としてその合議の中ではよかったんじゃないかなと思うと、こういう感想になるんでしょうかね。ただ、裁判所のほうからこういう枠組みで議論しましょうと言われたことが納得できたかどうかというところで言うと、そこは、最後納得できたというふうに聞こえたんだけど、どうですかね。

2番

納得はできてると思うんですけど、何かその、裁判員としてその裁判に集まった人の、あくまで偶然の顔ぶれによっても随分結果は変わってくるんじゃないかというところに、ちょっと不安といいますか、恐ろしさみたいなものを感じたことは確かです。もちろん裁判長が、全員の意見を聞きながらも、緩やかにやっぱりあるべきところに持っていくというと言い過ぎですけど、大体この範囲でしょうね、というふうに示されてはいたのですが。

司会者

今のところは二つ問題があって、一つは、つまり直感的に重大な結果が生じたんだから重大な刑罰にしなきゃならないんだとか、あるいは本人がとても反省してるんだから、発生した犯罪はひどいことなんだけれども、許してあげなければいけないんだとかですね、一つの要素だけに着目して刑罰を決めようという考えもあり得ると思うんですが、そうではなくて、犯罪行為にまず着目して、それの重さをまず考えて、それから本人が立ち直る可能性も考えながら合議していきましょうと、こういう枠組み自体の説明があって、その枠組みの中で、一つ一つの要素を、要するに犯罪行為の重さをどう見るかについては、まさに介護の経験とか家族の思いを背負った人とそうでない人では見方が違ってきますから、そこは分かれるかもしれません。後者の問題を主に2番さんは問題にされたというふうに理解してよろしいでしょうか。

2番

はい。

司会者

ほかに、そもそも行為責任主義とかですね、そういうことで枠組みをつくること自体に少し違和感があって、自分は納得できなかったんだとか、理解できなかったんだとか、こんな御意見をお持ちの方はおられますか。もう少し、非難可能性とか。

4番

感想っぽいことでもいいですか。

司会者

どうぞ。

4番

私,この裁判員裁判に参加する前は、まさにニュースとかを見て重いだの軽いだのって言ってたんですね。でも、実際に自分が参加してみたら、これだけの人がこれだけの思いを持って参加して出した答えだというのをすごく思って、と同時に、ふだん自分がテレビとか新聞とかインターネットのニュースとかで見る情報って、多分本当にわずかじゃないですか。こういうのに自分が関わったら、本当にちょこちょこっと知ったことで重いとか軽いとかって軽々しく言えないなというのをすごく思ったのと、あと、量刑データってありますよね、過去の裁判員裁判でこういう事件があってこういう結果になりましたという。最初あれを見たときは、こういうちょっと何か指針になるようなというのか、あっ、これをベースに考えていけばいいのか、そう思うと楽かもしれないとちょっと思ったんですけど、その反面、やっぱり自分が最初にこの事件に対して、この事件はこういう名前の事件だからここからここの幅で量刑を決めることができますよと聞いたときに、自分はこれって思ったものがそことかけ離れてた場合にも、裁判官が言わなくても、やっ

ぱりこの辺からこの辺で決めなくちゃいけないんだろうなみたいなのはちょっと感じて、でも時々ニュースとかで異例の判決が出ましたみたいなのがあって、ああいうので大体これぐらいだろうと思ってたものが結構重い刑が科されたりとかすると、ちょっとすっきりしたりする自分がいて、自分もこういうのに関わって、本当だったら自分としてはやっぱりもう少し、もうこれぐらいでもいいんじゃないかと思っても、でも最終的には、さっきの2番さんがお話ししてたみたいに、ぱっと集まったメンバーで時間をかけて話し合って決めたことだから、最終的にはもちろん納得はいってるんですけど。このグラフを見ることが、最初から見て出していくことがいいことなのかどうなのかというところは、何かちょっと何とも言えない。

司会者

グラフについては非常に重要なテーマですので、また個別に取り上げてお話を伺いたいと思います。今ここでお話を取り上げているのは、グラフを見る以前として、犯罪行為というものの重さをまずみんなで見極めましょうと、十分意見交換をしましょう。それから、本人の立ち直る可能性、反省とか再犯可能性というものを加味して副次的に考慮して刑罰を決めていきましょう。反省してないからうんと重くとか、反省してるからうんと軽くとか、そういうような一面的な見方はしないで、段階を追って量刑を考えていきましょう。こんな説明がどこかの場面で裁判官等からあったと思いますけども、それは恐らく裁判員裁判をやるまでは初めて聞くお話だったんじゃないかと思います。それは、説明は説明として聞けば、それは合理性があるなという御納得を得られたのか、それとも、そんな枠組みでやらされるのか、かなわないなというふうに思ったのかというあたりからお聞きしたいという問題提起なんですけど。5番さんはどうですか。

5番

最初は、参加する前は感情がすごく支配するというか、この人がかわいそ

うだとかかわいそうじゃないとか,この人の家族はどうなんだろうとか,ま だ若いのにとか、そういうことを思ってしまうんですけれども、裁判員裁判 に参加して裁判長の説明を受けていったときに、罪を見るようにということ を言われても、やっぱりこの人はどうなんだろうというところにどうしても いってしまうんですね。この人がいい人なんだろうか悪い人なんだろうかと いう基準。テレビで見てると、こいつは悪いからどんどん裁いていったほう がいいという気持ちになってしまうんですけれども、その人がいい人か悪い 人かというのは関係なく、その罪がどうかということが問われていくんだと いうことをすごく実感したんです。話合いをしている中でも、やはり途中で それを頭に置きながらも、やっぱりこの人はいい人だとか悪い人だとか、と、 人を見そうになったときに、裁判長が人ではなく罪を見てくださいというこ とをぱっとおっしゃってくださるときに、正気に返るというか、裁判という のは自分がこの人をこういう気持ちで裁きたいということではなくて、自分 の思いとか考えとかではなく裁判というものはこういうものなんだというこ とを自分に納得させていくというか、教え込んでいくということを経験させ ていただいたなと思っています。反省文が出てくるんですけれども,正直, どうせそんなの弁護士に書かされたんでしょう、反省文を書いとけば反省し てる気持ちをあらわせば情状酌量になったりとか刑が軽くなったりするから 書かされてるんでしょう,そんなの私たちはだまされないわよみたいな気持 ちになったんですけれども、でもそこもやっぱり裁判官の方々が、それが書 かされたものか書かされてないものかとかそういうことではなく見てくださ い、ということを優しく丁寧に教えてくださったので、だんだん、だんだん、 1日目より2日目、2日目より3日目のほうが分かってくるというか、裁判 のやり方に少しずつ慣れさせていっていただく。そうなると、最初に自分が 持っていた量刑の基準というのが、あの人はこれぐらい裁かれたほうがいい というのは、やっぱり感情とか人であったりとか、あんな人をこうするなん

てあの人は悪い人だというそういう観念にとらわれていて,それは裁判では ないんだということを,人を裁くということとはまた違うんだということを, 裁判員裁判をやる経験の中で感じて,教えていただきました。

司会者

自分が事件を担当して、この人に対して適切な量刑を下すということになったらば、それは言ってみたら直感だけで決めて本当にそれが人に説明できるかというと、それはなかなかできないわけであって、一番確実に分かるのが、やった犯罪行為であり、それの重さということだと。もちろん、反省の程度とか将来立ち直る可能性も考慮しますけども、そこを絶対的な基準にすると非常に不安定なものになるんだという思いで裁判官は仕事をしていて、裁判員の皆さんにもお話ししているんじゃないかと思うんです。その辺は、最初はえっという感じがしたと思うんですが、最終的には皆さん納得されて、ただその枠組みの中で各事実の見方が、それぞれ自分の生活体験の違いを反映して、それは意見の相違があって十分意見交換しましたと、こんな趣旨でしょうかね。ありがとうございます。

今言った量刑の基本的考え方を、どの段階で自分の中で納得して枠組みとして前提として置くかの問題なんですけれども、一番オーソドックスなのが、全部審理が終わって、これから量刑について御相談しましょうという段階になって、裁判長が、実は量刑はこういうことを基本としてやるんですというふうな説明をするというのが一つのやり方としてあります。そうでなくて、もうちょっと早い段階から、それこそ審理の最初の段階で、起訴状朗読とか被告人がこの事件私がやりましたということを法廷で述べた直後ぐらいから、それだったら刑罰はこういう基準、あるいはこういうことがポイントだということを頭に入れて審理を見ていきましょうと、被告人の話を聞いていきましょうと、こういう説明をするやり方と二通りあるんです。皆さん方は、どちらのやり方で裁判員裁判を体験されたか御記憶にありますか。今言った犯

罪行為の重さを中心に見ていってください、被告人が反省してるとか悪いやったとかそういうことではなくてというお話を早い段階からお聞きになったのか、それとももっと遅い段階だったと明確な記憶があるとか、その辺をどなたか御紹介いただけると助かりますが。いかがでしょうか。

2番

私が担当したときは、本当にもう評議をし尽くして、じゃあいよいよ量刑について意見を出しましょうという段階になって、そこで初めて過去の同じような事件の資料というのを見せてくださったんですね。それを参考としてというふうに裁判長はおっしゃったんですけど、ちょっと別の裁判員の方から、でも参考としてであってもこういうものを見せられると、やっぱり自分たちは素人ゆえにどうしても左右されてしまうから、このぐらいだったら大体このぐらいなんだというふうに思ってしまうので、これを見せるのは裁判員制度を取り入れることと矛盾するんじゃないですかみたいな意見を出された方がいらっしゃったんですね。でも、それでもそれがないと本当にどのくらいの量刑を出していいものかって全く見当がつかないので、やっぱりそれは個人的には必要だと思いましたし、出してきたタイミングとしても、早い段階で出すよりは、その裁判については、本当に最後の最後に出してくださったので、それはそのときはそれがベストだったと私は感じました。

司会者

また後で取り上げようかと思ってるんですけど、過去の量刑のデータが参 考に示されたのは、いよいよ量刑を決めましょうという段階で示されました という御紹介ですね。

最初から被告人の話を聞いたり、あるいは被害者の話を聞く際にですね、何をポイントに話を聞いたらいいのかというあたりが、量刑のポイントを意識していれば非常に分かりやすくなるんじゃないかと思うんですね。単にストーリーを聞くんじゃなくて、これぐらい悪い犯罪をこういう態様で被害を

受けたんだねとか、あるいはこういうひどい結果を受けたんだねとか、あるいはこういういきさつでこういう動機でこういう犯罪をやったんだねとか、これがポイントだということを意識していれば、証拠書類の朗読とか、あるいは証人や被告人の話を聞く際には、ここに気をつけて聞いていれば最後の量刑の決め手になるんだなということが分かるんじゃないかと思うんですね。ところが、そこが余り十分に説明がないまま、単に話を聞いてくださいと、単に書類の朗読に耳を澄ましてくださいというだけだと、あのポイントをちょっと聞き漏らしたなとか、あそこがポイントだと思っていたら被告人にこう聞きたかったなということが後から出てくることがないかなと思ったりするので、事前にそのようなことを意識するようなプロセス、説明があったんでしょうかと。こういうことをちょっとお聞きしたかったんですけれども、どうですか。

4番

あったと思います。

司会者

ありましたか。それはどんな段階でどんな説明でしょうか。

4番

ちょっとうろ覚えかもしれないんですが、法廷に入る前、その2日間の中に何回か行くタイミングがありますよね。その度に、この後こういうことがあります、この後こういう話をします、このポイントはこういうことですよと。ここではこういうことを中心に聞いて判断してくださいねみたいなことは、その都度言ってもらってたような気がします。

司会者

それは刑罰を決める上でポイントになりますということが十分意識された 議論になってくるんですよね。

4番

そうですね。聞いておかないと、聞いたり、ちょっとメモしたりとかして おかないと、後で話し合うときにきっと自分の意見も言ったりもできないだ ろうな、という意識で聞いてました。

司会者

ありがとうございます。 1番さんと 5番さんの事件などでは、弁護人が最初の証拠調べに入る前の説明、冒頭陳述というところで、量刑を決める上では、やったことに見合った責任と刑務所での教育の必要性、この 2 つがポイントですと、ここに目をつけてくださいということをわざわざ書いていて、言ってみれば行為責任主義みたいなことを、そういう言葉は使いませんけど、その柱みたいなものを最初に弁護人がぽんと説明してるんですね。それから、2番さんの事件でも、弁護人が、冒頭陳述の中でですけど、刑罰を決める際には柱となるのは犯した行為に対する責任です、結果であるとか被害者側の事情など、それから付加的には被告人の反省などを考えてくださいというようなことをメモに書いてお渡ししてます。ですので、その辺の冒頭陳述とかメモをもらったり見せられたりすると、これが量刑で非常に重要であって、こういう面に着目しなきゃならないのかなというあたりが意識されたり、あるいは求刑のときに裁判官との間で話合いの話題になったりしたのかなと思ってちょっとお聞きしたかったんですけども、1番さんはその辺は何か御記憶ありますか。

そういう説明を,素材として何か量刑の基本的考え方みたいなものが話題 になったり説明があったかどうかということですね。

1番

それは大事な話合いの中であった記憶はあんまりないんですけれども,最初におっしゃられて,裁判員になるまで一般的にどう思ってましたかというお話があって,私は全然何の知識もありませんでしたので,それでこれに携わって,割に早い段階だと思いますけど,すぐに弁護人と検察で,7年,3

年とかいうことが出て、それで部屋に帰って話し合うときに、罪名によって 刑が何年から何年で、いわゆる情状酌量の部分がどれぐらい入りますよとい う、かなり幅が広いということと、それと罪状によってもう最初からここか らここまでというふうになってるということを全く恥ずかしながら知りませ んでした。それはかなり自分の中で、罪状によってここからここまでと、罪 名で違うんだということが、ちょっとプレッシャーというのかありました。 それで私たちのときは、裁判のチームが、すばらしくて、それで、マイナス になる部分と、情状酌量してもいいじゃないですかと思う部分を、一つ一つ ずっと話し合っていって。これはかなりベストなやり方ではないかなという 気がして、そういう持っていき方はすばらしかったと思っております。

司会者

今のお話を伺って、要するに具体的な数字というんでしょうかね、懲役何年という数字は、検察官の求刑意見を聞き、それから弁護人の意見を聞いた後で初めて具体的に話題になり、説明が始まったということでしょうかね。 5番さんはどうでしょうか。

5番

裁判長から、左右されないようにと、意見は意見として聞いてくださいというのが最初にありましたので。検察官や弁護人のおっしゃることがそうなんですというふうに聞いてしまうとそれに左右されてしまうので、一つの意見として聞いてくださいというのがありました。でも、無罪か有罪ではなくて量刑が問題ですということは、割と早い段階で話されていたように思います。年数に関しましては、1番さんがおっしゃってくださったとおりに、幅を聞いて、正直、えっと。それを聞いてから、次の段階で私たち裁判員のほうから、どういうことなんですかということとか、何でこういう求刑になるんですかということとかも自由に質問させていだたいたという記憶があります。情状酌量するかしないかとか、何年というふうに決めていくのかという

ことに関しても、焦らずにゆっくりゆっくりと進めることをよしとしてくれた記憶があります。

司会者

8番さんは、余り早い段階から弁護人とかがこの辺がポイントですという あたりを冒頭陳述で言ったという書類がなかったようですけれども、その辺 の量刑を決めるポイントというのはどの辺で話題になり始めたという御記憶 でしょうか。

8番

やはり最終評議ですね。ただ、はっきりした線引きはなかったと思います。 最初の段階から、やっぱりこれってどれぐらいなんですかという意見は出て ましたので。

司会者

数字が話題になってたわけですか、最初から。

8番

そうですね。この覚せい剤も幅がかなり広い。

そうすると、その間はどれぐらいなんですかという話はやはり出ていたので、これって全く知らない人だとやはり見当がつかないので、過去どれぐらいなんですかというのは、たしか早い段階から出ていたと思います。ただ、 実際にしっかりパソコンのああいうのを使って皆で検討したのは、最後でした。

司会者

3年から20年という法定刑がある中でどれぐらいなんですかと言われた ときに、この辺の事実に着目して見てくださいと、話合いやそういう雑談と いうのはありましたでしょうか。

8番

はい。じゃあどこでこの重さが変わるんですかという話になったときに、

初めてそこで過去のを見ると、やはり量で変わってきていますねという話が 出ました。なので、やった罪の重さを見てくださいというんですけれども、 これだけ幅があると、その罪の重さというのが、やった行為だけ見てくださ いと言われても、それだけ見るだけでは判断できない部分が何かあるように 感じて、やっぱりそれの含まれる要因というのに必ず頭が行ってしまうよう な状況でした。例えばこの方だと再犯がすごく多いと。なので、もうそうい う頭が入るので、行為だけもちろん見るんですけれども、3年から20年の 間の中でと言われると、もう判断のしようがやっぱりないというのがあるの で、データがないと進まないんじゃないかなというふうに感じました。

司会者

6番さんはどうでしょうか。公判審理が動いてる時間に、この辺のポイントに目をつけていけば最終的な量刑判断に役に立つかもしれないという指針みたいなものが早い段階からありましたか、それとも最後までありませんでしたか。

6番

逐次教えていただきながら進んでいたと思うんですけれども、犯罪行為自体はもう認めていたので、弁護するほうは比較的、情状酌量とか反省してますとか、そういう話がずっと多かったので、犯罪行為そのものをどうチェックするのかというのは、なかなか素人なのでどうしても気持ちが入ってしまうというんですかね。ちょっと言い訳じゃないかみたいな感じが、どうしても感情として素人なので出ちゃうんですね。ただやっぱりそこを事実としてどう認めるのかというところで踏ん張っていくのが大事なんだなと今になって思いますけども、やっている最中はどうしても気持ちが流れてしまうところはありました。そこで僕が実際に刑期を決めるというときにすごく戸惑ったのは、犯罪行為そのものがどれぐらいの大きさなのかということを基準に置くにしても、ほかの事例というのは多分情状酌量とか調整した後の年数で

すよね。だから、それぞれのほかの事案の犯罪行為そのものがどれぐらいの 大きさだったのかというのが分からないわけです。そこが僕はすごく戸惑っ たんです。そうすると、確かにほかの事例の何年、何年といったものを参考 に、似たような事例で参考にするというのはあるんだけれど、やっぱりそこ に過剰に期待しちゃいけないんだなというのを理解すると、さて俺は一体何 を基準に進めればいいんだと。心の中でこの犯罪はこのぐらいの悪さだなと いうのは分かるんだけど、それを数字として3年なのか4年なのか5年なの か10年なのかというところに置き換えるということが何かできないなと思 っちゃったんですね。そのときに、恐らく実際は調整した後の判決としての 年数みたいなのがいろいろ分布したものを参考として見ると、この分布をど う自分が解釈すればいいのかというのが、さてどうすりゃいいんだろうとい うような。ほかの方々はどう思っていたかは分かりませんけども、年数を話 し始めるとちょっと困ってしまったなというのがすごくあります。そうする と、自分の中で、例えばお葬式したときに戒名が幾らなのかって、例えば3 万円、4万円、5万円とありまして、4万円の人が結構多いですみたいな感 じで言われてるのにすごい近い心理というのか、世の中をちょっと基準にし てしまうというところを急にしなきゃならないという迷いが出てしまって. そこはちょっと困りましたね。

司会者

この後は本当に大事なテーマなんですけれども、犯罪行為の悪さとか、それから本人の更生可能性を議論して一定の評価ができたんだけど、じゃあそれを数字にどう反映させるのかというあたりが、もう一つ何かハードルがあるんじゃないかと思いますけれども、そこをひとつ議論したいと思ってますが、ここで一旦休憩します。

(休憩)

司会者

それでは続きを始めます。先ほど議論していた具体的な量刑の評議の中に入っていくわけですが、どの事情を取り上げるかという問題がありますね。これは何でもかんでも量刑に影響するわけじゃなくて、やっぱり行為責任主義の観点から犯罪行為の悪さに影響する事情とか、それからその犯罪行為の悪さを被告人にどの程度非難できるかという事情とか、あるいは非難可能性だけではなくて、被告人の予後というんでしょうかね、立ち直りということを取り上げるとか、このあたりの事情が枠組みとしてあって、それを議論したと思うんですけど、1番さんと5番さんはしゃべりたい、議論したいということが全て取り上げられて、十分に議論できたと、こういう思いなんでしょうかね。

5番

最初に量刑を言われたときに、弁護人の方と検察官は経験があって、大体こんなもんだろうというのが、この罪だとこのぐらいだろうというのがもう頭に入っていて、その中で重いというのはこれぐらい、軽いというのはこれぐらいというのでぱっと話されてしまうんですけれども、私たち裁判員としては、初めての日で、初めて行った法廷で、この人はこれぐらいのことでこうだから少しきつい刑がいいと思います、なので何年ですとか、この人はこのぐらい反省してるので少し軽くしてあげてください、でもこれぐらいは求刑しますという、そのニュアンスが分からない。検察官としてはそれがきついほうなんだとか、弁護士の方々は、これぐらい酌量してあげてください、これぐらい酌量してくださいと言われた割には、あっ、意外に多いんだという、その弁護士の方の感覚と検察官の方の感覚をばあっと話されて、最終的にこのぐらいですと言われたときに、えっとなってしまうんですね。裁判員の中で話しながら、私の感覚なんですけれども、本当に私たちは十分に話はできたんですけれども、言いたいことを言えたんですけれども、自分たちが出した意見が、その年数にぴったりくるのかどうかは、弁護士の方と検察官

の方との年数の感覚のずれがあって、そこはちょっと、最初はもうどうなん だろう、どうなんだろうと思いながらのスタートではありました。

司会者

まさに今日一番難しいポイントをおっしゃっていただいたと思います。まず数字を意識しないでやった犯罪行為がどれぐらい悪いことなのか、あるいはそこそこ同情できることなのかとか、それから被告人の反省はどの程度なのかということは、これは数字を意識しないで一応自分の正義感に照らせば言えるんですよね。これは許しがたいとか、これはいろいろ事情があるねということは言えると思うんです。その辺の前提となる事実の意見交換でしょうかね、評価、これは、今からそこをちょっと議論していくんですけれども、そこはもう言い残すことはない程度にできたのか、それとも、そこは取り上げてもらいたい事情があったのに、もう先に行きましょうみたいな形で積み残しになっちゃって、自分はなかなか言えなくて、悔いが残るなというところがあるかというところをちょっとお聞きしたいと思います。十分言えたのか、あるいはちょっと積み残しがあったという思いがあるんだという方がいるかどうか。

6番

僕は十分言えて、ほかの方の意見もいろいろ伺えたので、そうだよねとい う納得感の中で進みました。

司会者

取り上げられるべき材料とか意見交換は、それはもう十分できたということでしょうか。

6番

はい,できました。

司会者

言いたいことを言えなかったとか、話すべきことを話せなかったという思

いはないということですね。

6番

僕は分かったなと思ってたんですけど、ほかの人がそこのところどうですかとやると、あっ、確かに聞きたいよねみたいな感じで、いろんな人の意見が聞けたので、自分の気付かないところなんかもほかの人の意見を聞く中で、ああ確かにそうかなというところは確認しながら進んだので、そこはすごく分かりやすかったです。

司会者

2番さんとか3番さん、4番さんなどは、どんな事情を取り上げるかという段階では、ここも取り上げてほしいんだけど取り上げられないまま終わってしまったみたいな、そういう不満みたいなのは残ってますか。

2番さん、3番さん、4番さん、よろしいですか。

2番・3番・4番

(うなずく)

司会者

8番さんはいかがですか。

8番

私のところもないです。

司会者

では、犯罪行為の刑の決め手になるような事情は十分取り上げてもらった し、議論できたというところでいいでしょうかね。

一同

(うなずく)

司会者

次に数字の問題になるんですね。数字の問題になりますと、今まさに5番 さんがおっしゃったのは、この犯罪はこういうふうに評価しましょうという ところは意見が固まったのに、じゃあ数字となると、本当に決め手に欠けるような、それでいいのかというような思いということでしょうかね。1番さんが、今振り返るとあの事情はよかったかなというようなことを思うというのは、ちょっとそこに通じるところがあるでしょうか。

1番

はい。

司会者

それから、6番さんが、さっき戒名の例にありましたけども、世間相場が そうなのかという感じで決めたけど、本当にそれが基準になるんだろうかみ たいなことをおっしゃったのにもちょっと通じますかね。

6番

はい。

司会者

量刑データを見ましょうという話になって、例えば傷害致死とか強盗致傷ということでデータを見てもしょうがないので、少し手口とかやり口とか被害の結果で、この事件と類似性があるものに絞って、検索項目を絞って幅を狭めて、その中で本件がどの程度の重さなんでしょうかという相対的位置付けを考えましょうと、こんな議論をしたんじゃないかと思いますけど、皆さんそういう議論をした覚えはありますか。

一同

(うなずく)

司会者

そうしていった場合に、二つ批判があると思うんですね。そういうふうに していったんだけど、具体的に懲役何年という基準はそれでも出てこないじ ゃないかと、こういう批判と、もう一つ、そういうふうなものを見ると、十 分自由な発想とか自由な感覚を阻害されてしまって、国民の感覚を反映する という裁判員裁判と矛盾しないかと、こういう二つの疑問があり得るんじゃないかと思うんですけど。この二つの疑問については、例えば1番さん、どんなふうに自分の中で解決しましたか。ピンポイントで数字が出てこないんじゃないかという疑問、それからそもそもそんなのを見せられちゃうと自分の大事な感覚が邪魔されちゃうんじゃないかという疑問と二つあり得るんじゃないかと思うんですけど、その辺は御自分でどう解決されましたか。

1番

難しいところですけれども、何となく、非常にうまく話があって、今おっ しゃるように、じゃあこれで話はここまで決まりましたね、じゃああした考 えて刑を何年にするかそれぞれ考えてきてくださいと言われたときに、やっ ぱり5番の方がおっしゃったように非常に悩みましたけれども、何となく話 しているうちに、1年単位ではなくて半年でもいいという話がありましたね。 じゃあ4年と5年で4年半というのもありますよとか、例えばそういう感じ なんで、じゃあそこの半年はどうなんだというようなところは、非常に何か どうやって決めるんですかと。それと、二人でしてることで別々に裁判して いてそちらの方の刑というか流れが全く分からないので、それは関係ないと おっしゃられたんですけれども、裁判員によって刑が違ってくるということ のほうが非常に今でも。もう一人の話を持っていったほうの、主導した人の ほうの刑は分からないし、それは関係ありませんと言われたけれども、同じ 犯罪を犯して、あっちの人が何年になったか、それが見えないでしていいの かなと。今どなたか三人一緒だったというのもありましたけれども, 私たち は別々だったものですので、そこの量刑のところが、私たちの判決が多かっ たらどうなのかなとか。

司会者

4年とか5年が話題になった場合に、よりどころとしては過去の量刑データのグラフみたいなものを見てですね、これとの比較でいくと4年5年の幅

のあたりですねというふうな議論にまで行って、それで最後に絞っていった ということなんでしょうか。

1番

そうです。

でも、それはあくまでも参考ですから余り意識しないでいいですよというような話はあったと思います。それで同じようなのでも金額が違うとか、払ってますよねとか、だからこういうふうになっているので、そんなに重きを置くことはありませんよという話はあったと思います。

司会者

そうしますと、単なるグラフだけじゃなくて、事例の内容もちょっと見ながら、本件との違いについても説明しながら。

1番

そうです。いろいろと説明していただきました。

司会者

完全にこれに縛られる必要はなくてというような説明もあったということ なんですね。

1番

はい, ありました。

司会者

グラフに書かれているものを全部見たのか,あるいはピックアップしてポイントポイントを事例を見たのか,確認したのか,そこはどんな御記憶ですか。

1番

ばあっと出てて、それでこれとこれが似てますねというような。

司会者

事例の一覧表みたいなのをずっと見ていって, 気になるところはちょっと

集中して見ていくみたいな, そんな感じですか。

1番

そうです。

司会者

5番さんもそんな感じでしたか。

5番

そうです。

司会者

今1番さんに、基本的にこのグラフで本当にピンポイントで絞れたのかどうかということをお聞きして、それによって自分の感覚が何となくたがをはめられているような、そういう不満感は残りませんでしたかと質問を二つしたがですけど、5番さんはどのように感じましたか。

5番

不満感が残るということはないんですけれども、スタートの時点で、この何年から何年ということをグラフで見て、そこに当てはまらない感覚を持つ人もいたんです。それを減らすことがすごく抵抗があったことと、こんなもんでいいのという。でも最終的には、これが正解だということは、もう納得してすっきりしてこれが正解だということはめったにないということに励まされてというか、押し出された気持ちはありますけれども、でもだからといってこれが間違ってたとか、不満が残ってるということでもまたないので。

司会者

一つには、データを見ないと具体的数字は自分としても出せないということがあると思うんですけど、データを見る必要性とかについては、裁判所のほうからどんな説明がありましたか。これを見る必要があるんですということについてどんな説明がありましたか。

5番

こういうものがありますという感じでした。ただ、本当に裁判長も裁判官も繰り返しおっしゃってたのは、とにかく参考ですということを、これに左右されないでください、一人一人事情も違いますし、刑の内容が、数字が一緒であったとしても、状況が一緒であったとしても、いろんな細かい点で違うので、これはあくまでも皆さんの参考ですということを強調してくださったので、それに左右されるということはなかったんですけども、先ほど1番の方がおっしゃってくださいましたように、やはり同じような状況の方のを見てしまうと、そうか、私はこれぐらい刑を与えたほうがいいと思うけど、そんなに与えちゃいけないんだというか、そんなに長くするもんでもないんだというふうには自分の気持ちの中ではありました。

司会者

そのときに、何で与えちゃいけないんだというふうに自分で納得しましたか。自分の素の感覚で言うともっと重めでもいいのにと思ってる感覚があったはずなのに、何で与えちゃいけないんだというに自分なりに納得されましたか。

5番

今までの判例というのがやっぱり大切だということを思ったことと、バランスですかね。自分が決めたこと、自分がこれがいい、このぐらいだという感覚というのは、あくまでも自分の感覚であって、じゃあその根拠はどこにあるんですかと言われたときに、こうこうこういう根拠があるから何年だと思いますというのはないわけですよね。大体こんな感じじゃないかなとか、この人はそんなに早く出ちゃうのとか、そういう感覚なので、その自分の感覚と、今までの判例とかしっかり裁判官の皆さんがつくり上げてきた判例とどちらを重視しますかと言われた場合に、やっぱり自分の感覚は頼りにならないということを、ふと思ってしまいました。

司会者

バランスということをおっしゃったんですけども、裁判官の中にはですね、 公平性というのが裁判の大事な使命であって、完全に同一の犯罪というのは ないんだけども、犯罪としての重さが同レベルなのに全然刑罰として違うよ うな刑罰を科すのは正義ではないかもしれませんよと、そんな趣旨のお話を することもよくあると思いますけども、そういうことを耳にした覚えはない ですか。

5番

はい、されました。公平性というのと、余りにも突然そんなにたくさん刑を科すということは、今までのことがおかしくなってしまって、公平性を失ってしまうので、そこはやはり考慮してほしいということは裁判長のほうからお話がありました。

司会者

6番さん、どうでしょう。その辺のグラフを見る意味とか必要性とか、あるいはこんなの見る必要性が本当にあるんだろうかみたいな。

6番

類似した犯罪のケースというのは幾つか御紹介いただいて、でもそんなぴったりするものはないというのは初めから分かりますし、参考だなということは分かる。そう思いながら、じゃあこの事案について、自分が向き合っている事案についてはどうなんだろうと考えたときに、例えば外国人の犯罪、外国人同士の悪い商売してる人間同士の犯罪だということとか考えると、なかなか通常の人同士の犯罪とはちょっと違う要因というのが絡んでて、この事案は今一緒に考えてるこの裁判員のメンバーの中で考えなきゃならないなというような感じが僕の中にはあって、ほかの人の、ほかの裁判員の方の物差しを聞きたかったなというのはありましたね。多分、プロの裁判官の皆さんは何らかの価値観を持って何らかの尺度を持って進めてると思いますけど、僕みたいな素人が、その人それぞれがどういう物差しでその仮の答えみたい

なものを出したのかという理由とかをもうちょっと深く聞けたら、個人的にはよかったなというふうには思います。ただ、そこをあんまりあの場でどんどん言っちゃうと、引っ張られちゃう人もいると思うので、それはなかなかできないんだろうと思いながら、僕はあんまり引っ張られないつもりでいるので、意見を聞きたいなという願望はあったんですけども、会の進行としては、そこはあんまりそれぞれの人の価値観みたいなものはあんまり伺えぬまま、俺はどうやって決めようかなというところが、ちょっと宙ぶらりんの状態が続いたのが途中でしたね。そこのときはちょっと迷いましたね。

最終的に判決文としての刑期が決まった数字と、その判決文を読んだときには、何かすっきりしたんですね。その文章が非常に分かりやすくて、それで犯罪に至った経緯とか、その犯罪の重さみたいなこととかがすっきり書かれていて、それを読んだときはすっとしたんですけども、その手前の段階はこのくらいかなというところが正直言ってありました。

司会者

6番さんが経験された強盗致傷事件というのは単純なものじゃなくて、外国人同士の言ってみれば違法ビジネス仲間の仲間割れみたいな形があって、瞬間的な暴力じゃなくて長い時間をかけて拉致監禁したみたいなそんな態様なので、なかなか似たような事案となると難しいし、ということで、量刑グラフを見ただけではすっと数字が出てこなくて非常に迷ったと。こういうことでしょうかね。

6番

はい。

司会者

逆に8番さんは、覚せい剤ということで非常に仕分けがしやすいんじゃないかと思うんですけど、量刑データというのはどんなふうな影響を与えましたか。

8番

まず、弁護側が出したものと検察側が出したものの差が非常に大きかった です。たしか7年と15年だったですね。差が広いなと思いまして、これだ け差が出ると, どうするんだとなると, やはり実際に何もない自分の中では, やっぱり過去の判例がないと、判例のデータがないと、その差がどうして出 たのかも分かりませんし、実際どれぐらいのものにしたほうがいいのかも分 からなかったので、そこはかなり皆さん意見が出ていました。実際、やっぱ り同じ事例はありませんし、かなり検索で絞ってですね、同じようなものを 抽出してリストで見たりしてたんですけれども、ただそれをやっていくうち に、全く同じ事例をもう穴があくほど見る方もいらっしゃいますし、この辺 は大体かなという人もいたりして、私もその中で、もう見ていくうちにやっ ぱり全く同じものを探すことに、これどうなのかなという疑問が途中でやっ ぱり出てきました。最初はそれを探すようなことをしていたんですけれども、 さっき言われたとおり条件も違うし、全く同じものもない中で、環境も違い ますしと。そうすると、同じように参考にしてくださいと言われてましたも ので、やっぱり参考にするぐらいでいいのかなということで、途中でそのリ ストの見方が私は変わりました。例えば、文字面までしっかり読んでいた人 もいましたけれども、俯瞰して見るような感じの感覚になりました。なので、 こういったデータは、私はなかったら今回自分の中ですっきり年数とかそう いうのを出すことはできなかったと思ってます。ただ、じゃあこれが全てか というと、最終的に自分の気持ちの中では全てではなくて、そこも一つのツ ールというかデータというか,一部として事案をもう一回見るというような, 最終的にはそういう整理が自分の中ではできました。

司会者

まさに裁判所がデータをお示しするときに、見てほしいというスタンスで 見られたんじゃないかなと思いますが、量刑データというのは、全ての情報 を盛り込めてるわけじゃありませんし、最終的に刑罰を決めた際の決定的な事情が漏れてるような場合もあり得るんですね。ですから、文章で書かれてる各事案を、本件と比較対照しても唯一絶対の答えが出るはずはありませんし、無理をして同一かどうかということをしてしまうと、かえって間違った判断になってしまいますので、俯瞰的に見て、大きな幅として大体の傾向を知るという見方をされたというのは、とても適切だったんじゃないかなと思います。そういう見方をしてほしいと、裁判所のほうからも説明があったんですかね。

8番

そうですね。裁判長の言葉で記憶に残っているのは、この量刑の話の前にですね、最初に、そもそも昔はこういった争いを町の長老がいて決めていたんだと、そういった長老が毎回替わるごとに対応が替わるというか、そうすると混乱をするし、まとまりがなくなることは分かりますよねということで話をされていたので、それを聞いたときに、そうだよなと、この裁判員が毎回違う人で違う考えで替わってたら、それはやっぱり、さっき出てた不公平という言葉になるんでしょうけど、そういうことにつながるんだろうなというのは頭の中にあったので、その刑の幅だとかも片隅に残りながらやっていったという感覚はありますね。

司会者

ありがとうございます。2番さんの評議の中に出てきた、そもそもデータを見ること自体が本当はよくないんじゃないかという意見の方がおられたというお話でしたね。

2番

はい。

司会者

その方は結局どんなふうに納得されたんでしょうか。

2番

それについては、裁判長がやはり確かにその意見はあるし、あって当然なんだけれども、でも実際に何も示さなければ皆さん数字出せませんよねというふうに、そんな直接的な言い方ではなかったんですけど、そういうことをおっしゃって、やはり、同じ罪、似たような罪でも、時代の流れとともに刑の重さが微妙に変わってくることもあるので、やっぱり最近の、近年の似たような判決というのはある程度参考にして、不公平にならないように考えることが大事だというようなことをおっしゃって、それについてはその方も納得はされていたと思います。

司会者

そうですか。では、3番さん、データを見ることについての話題が続いて るんですけれども、データを見てもそんなピンポイントで答えが出るわけじ ゃないしという問題点、それからそのことを見ること自体に対する抵抗感み たいなものはどんなふうに自分で解決されましたか。

3番

とにかくそもそも素人だったので、終わってみて全体を見ると、初めから 検察側も弁護人側も裁判官も大体の量刑というのは多分予想していたんじゃ ないかなと思ったんですね。傷害致死だったんですけど、被害者を1回蹴っ て後ろにたまたま壁があって、そこに頭をぶつけて、その日の夜は遅かった ので、じゃあ寝ようということになって、朝起きたら気分が悪いとなって亡 くなっちゃったという話だったんですけど、その話を聞いたときに、1回で そんなことになるというのも疑問に思ったし、壁の材質は何だったのか、隣 人に話は聞いたのかとかって思っちゃったんですけど、そういうこと自体は、 もう殺意はなかったわけだし、後でそれが原因で亡くなったから、もうこれ ぐらいだという量刑は多分検察側にもあったし、みんながそれぞれ思ってた んじゃないかなと思うんですね。そうやって最終的な量刑を決める段階で事 例を見せていただいて、その事例も意外に軽いんだなというのが率直な意見だったんですね。だけど、もっとひどい事件も実刑3年であったりするというのを教えていただいて、導かれていくと、大体やっぱりそういうものなんだなというのがみんな何となく納得していくし、そうやって導かれないと、違うものになってしまったりするので、そういう事例とかはやっぱりあってよかったし、最大限のみんなの意見も酌み取っていただけたんですね。なので、事例もあったほうがいいし、そういう流れに乗って決めていかないとやっぱりだめだったんじゃないかなと思いました。

司会者

だめというのは、極端な結論になる可能性があるということでしょうか。

3番

はい。

司会者

それはそれで国民の素の感覚を反映していいんじゃないかという意見もあるんじゃないかと思いますけど、そういう意見に対してどう思われますか。

3番

私たち的には納得のいく結果だったんですけど、私個人は本当に初めは逆に軽いんじゃないかと思っていたんですが、それもそういうものなのかなというのが納得ができたので、本当に殺す気でやったわけでもないし、ただ両方のことを真剣に考えたので。

司会者

議論の中で納得された中でいろいろ挙げられたんですけど、ほかの重そうな犯罪類型とか軽そうな犯罪類型とかを意識して、それとの相対的な関係を考えると、この事件だけを生の感情で重過ぎたり軽過ぎたりするというのは、それはよくないんじゃないかなと、そういうことをおっしゃってるということでしょうかね。

3番

はい, そうです。

司会者

分かりました。4番さんはいかがですか。今の量刑データの使い方の問題 とか刑罰に関していかがですか。

4番

例えばそれこそ自分が、この事件は私は絶対与えられる罰の中で一番重いのにするべきだと思うと言ったところでというちょっとあきらめも多分あって、それは多分2つ気持ちが混在するというか、どう考えても公正な判断だと思ってこのぐらいの罰をと思う気持ちと、でもこういうデータがあって、私の裁判のときも参考にしてくださいというふうな形で見せてもらって、これがないと、多分素人ばかりが集まってるというか、皆さん素人じゃないですか、裁判員全員。そういうふうに幅が余りにも出てしまったりとかすると、やっぱりまとまるものも多分まとまらなくなってくる。でも、そこでこれを、このグラフを出されたことで、そういう一つの、一応ここから、この資料を見る限りでは、大体ここからここぐらいだよというのが一つあると、じゃあその中で自分がどう、どこに、これぐらいがいいんじゃないかというふうに思う、自分はどう思うのかとまた考える一つのあれにはなると思うので、私もあったほうがいいか、ないほうがいいかで言ったら、あったほうがいいのかなと。

司会者

やっぱり自分が具体的数字を出すための手がかりがなければという思いと, それからバランスという面と、二つ今お話しされたんでしょうかね。

4番

そうですね。

素の感覚というものがまた別にあるとしてもということでしょうかね。

4番

そうですね。

司会者

裁判という場で結論を出すためにはということでしょうかね。

4番

そうですね。

司会者

分かりました。ここで少し、参加されている弁護士、検察官のほうから今日ここで聞いておきたいということ、質問があれば先にしておいていただければいいと思うんですが、何か弁護士の方からありますかね。

水橋弁護士

2点ございます。1点目は、今ちょうど話題になっていた量刑のグラフについて少しお話をお聞きしたいと思います。1番さん、5番さん、それから8番さんの事件などでは、弁護人からも量刑のグラフを提示したようにお見受けします。それが有用だったのかどうかということを率直にお聞きしたいと思います。恐らく弁護人が提出する量刑のグラフというのは、裁判所が提示するものと全く一緒ではないと思うんです。それが評議の際に混乱を生まなかったのかとか、あるいは混乱があったとしても乗り越えることができたのかとか、そのあたり実際どうだったのかなというところをお聞きしたいと思います。逆に、そのほかの方については、当事者からはグラフが示されなかったのではないかとお見受けしますけれども、私の感覚としてはそれは当事者からも出してほしかったよという思いがあるのであれば、当事者からもそういう量刑のグラフを出すべきかどうかということについて御意見を頂戴したいと思っているのが1点でございます。

順次お聞きしましょう。まず1番さんからお聞きしましょうね。1番さんの事件では、弁護人が弁論という最終的な意見を述べる際にですね、グラフをこう示しながら、このグラフによれば弁護人の意見どおりの刑にしてくださいというようなことを述べたんじゃないかと思うんですよね。そういう御記憶はありますか。それは自分の中でどんなふうに影響があったのか。

1番

裁判の途中ですか。

司会者

ええ。最後にですね、証拠調べが終わって検察官がこの事件は何年求刑しますということを言って、弁護人が反対側としては、いや、被告人はこういう事情があってこれぐらいの刑にしてくださいと。根拠として何かグラフみたいなものをメモとして出したんじゃないかと思いますけど、あれがどんなふうに影響されたか御記憶ありますか。

1番

ああそんなもんかなぐらいの感じだと思うんですけど。評議の中でのほうが,裁判官の方もいろいろ出されて,そのお話かなと思います。

司会者

弁護士が出したグラフと裁判所が示したグラフというのが完全に一致して たかどうかは御記憶ですか。

1番

違うと思いました。

司会者

違いましたか。

1番

私たちは、評議の中で見せられたときは、話がちょっといろいろ意見が出た中で、今までの例としてこんなものもありますよ、というような形で示さ

れた記憶があります。

司会者

5番さんは、弁護士が示したグラフと裁判所が示したグラフが同一かどう かの御記憶は今残ってますか。

5番

はい。すごくよく覚えてるんですけれども、1つ検索事項を変えると全く 変わってくる。

司会者

グラフがね。

5番

グラフが変わってくるんですね。なので、裁判官の方が、これはどういう 条件でやったんだろうねというのを私たちが知りたがったので、検索を変え ながら、このグラフが出てくるような検索状況を探してくださって、そして 同じようなのが出るようにして、これだとこうなるんだということを納得し た記憶があります。

司会者

現実に具体的刑罰を決める際の参考にしたグラフはこれとは違ったんですか。

5番

はい。裁判官が出してくださったほうのグラフであり、またその事例でした。

司会者

そうすると、違うグラフを弁護士が提示したことに対して、弁護士の意見 の説得力が弱まるとか、何かもろもろの感情がわいたかとか、その辺をお聞 きしたいわけですね。

水橋弁護士

そうですね。

司会者

そこはどうでしょうか。

5番

最初の記憶は全くないんですけれども、でも、このグラフがどうかということよりも、内容といいますか、そのことと求刑された年数というのが物すごくインパクトが強かったので、グラフよりもそちらのほうに心が行っていました。

司会者

そうすると,裁判所が最終的に使いましょうと言ったグラフとずれがあったとしても,そこは余り悪印象とか特別な思いはなかったということでしょうか。

5番

多分検索をしてくださって、こういうふうにするとグラフが変わってしま うんだということを裁判官のほうが私たちに教えてくださったので、そこで 納得しました。

司会者

何かほかにお聞きになりたいことはありますか、1番さん、5番さんに対しては。

水橋弁護士

大丈夫です。

司会者

2番さんは弁護士や検察官はグラフを出さなかったんじゃないかと思うんですけど、それがむしろ当事者の立場でグラフを出してほしかったのか、出さなくてよかったのか、何かそこは感想ありますか。

2番

評議の中で、評議というか最終的な評議ではなくて、まだ割と早い段階の 評議の中で、そういうものが実際の法廷の中で出されるときもあるんですよ ねみたいな質問がどなたかからあって、そうですねというお話があったんで すけど、そもそもいろんな状況から、今回の傷害致死の求刑が、傷害致死の 中でも恐らくかなり軽いものになるだろうという、雰囲気が最初から物すご くあったので、それは弁護士さん側の態度を見ててもとても感じられたんで すね。なので逆に、そういうものを示す必要がなかったんだと私たちは解釈 してました。

司会者

3番さんはどうですか。弁護士さんのほうから何かこういうグラフを示して、このグラフで判断してくださいみたいなことを言われてないんじゃないかと思うんですが、それはしてほしかったですか。

3番

いや、弁護士さんからは別になくてよかったです。

司会者

そこで出されちゃうとどんなふうなイメージを持ちますか。なくてよかったなと思うということでしょうか。

3番

そもそも検察側の求刑もそんなに多いわけではなかったので、多分出してきたとしても3年になる、実刑3年というものだったと思うので、裁判官の方が出してくれた資料と多分変わらなかったと思うので、その辺は特に問題はなかったです。

司会者

3番さんの事件の場合には、暴行の態様がそれほどひどくないということで、弁護人は執行猶予を求めていて、別にグラフの数字がどう動くというものでもないという、そういう特殊性もあったんでしょうかね。

3番

はい、そうですね。

司会者

4番さんはどうでしょう。4番さんだと結構グラフによって数字がうんと動くので、弁護人がそういう主張をするならば根拠となるグラフを示してほしかったとか、そんな思いはないですか。弁護人は数字を出しましたよね、このぐらいにしてくれという。最終弁論で。

4番

はい, 出してきました。

司会者

ただ、グラフを持ってきて根拠を示したわけではないですよね。

4番

はい。

司会者

数字を出してくるぐらいなら、こういうグラフを根拠として出したほうが よかったという意見もあるかと思うんですけど、どうでしょうか。

4番

全面的に被告人がそもそも認めている裁判なので、別にグラフはないですけど、データベースの内容が文章で書いてありますよね。大体何年の刑が一番多いです、こういう事件の場合はというのを。ですから、別にこれを読んでおけばいいという感じなので。

司会者

それは参考になりましたか。余り共感を覚えませんでしたか。

4番

参考には多分してないです。その場で裁判官の人たちと見たもののほうが よく見ましたし、考えました。

司会者

6番さんは、弁護士が3人いたんですけど、お一人の方はグラフを出して いましたね。

6番

そうですね。いただいたものもありましたね。

司会者

それはどのような感想を持たれましたか。

6番

これ見たときに、分布の一番多いところというのは求刑と同じぐらいだったんですね。それで、ああ、まあこんなものなのかなという感じがしましたけども。でも、後から、評議の中で、見知らぬ人を、行きずりの人を刺してしまうという犯罪と、商売とかいろいろやってた人、知り合いとかでもめてしまって、それで刺しちゃったというのは全然違うはずですよねとかというような情報を伺ったので、単純に全体の分布だけ見るんじゃだめなんだなということとかも教えていただいたり。あと、先ほどおっしゃられたように、いろいろ条件を変えると全く分布も変わるというのもあったので、やっぱりこれは分布は分布として見ながら、個別に、できることならば類似した件について、何でそれがそういう量刑になったのかというプロセスとかが勉強できるといいなとは漠然と思いつつ、余り時間がないまま進んでしまった感じがあります。

司会者

つまり、検索項目を変えるごとにグラフは動いてくるわけなんだけども、 動く理由とか検索項目の持つ意味というのをもう少し議論したり説明があっ たらよかったかもしれないと、こういう趣旨ですか。

6番

そうですね。それは多分、僕は仕事柄もいろいろデータとか見てるので、

条件を変えたらがらっと変わってしまって、ある意味我田引水みたいなことができちゃうというのはたくさん見ているので、それはそういうものだということは、僕自身は分かっていたつもりではあるんですね。むしろその上で事例から何を学ぶかというのは、個々の事例にある程度着目して、何でその事例はこういう判決に至ったのかというプロセスとかが、分かるとよかったかなという感じはしました。それをすると参考になったかなという気がしました。それは時間がないので物理的に難しいかなという気がすごくするので、仕方ないのかなという感じが一方では非常にします。

司会者

8番さん、その点についていかがですか。

8番

グラフが示されていました。それで、5番さんと同じでですね、出し方、検索の仕方が変われば変わるという説明を裁判官のほうからしてもらいました。覚せい剤の場合ですと、弁護人の方は、その方が組織の百貨店と近所の八百屋さん、個人商店との違いを言って、じゃあ、ただの運び屋なのか、中売、小売、元売なのかと、そこのとり方によって大きく変わってしまってたんですね。そこの、じゃあこの方はどっちなんだというのを皆さんで話し合って、これはやっぱりそんなただの運び屋じゃないでしょうということで、改めてそのグラフを出してもらって、そっちを見ながらやっていました。

司会者

そうすると,前提と違うグラフを弁護人が示して,それは採用できません ねとなったときには,どんな印象を持たれましたか,弁護人のその主張に対 しては。

8番

そうですね。もともと事実自体は認めていたので、それは否定しないので、 それの情状の部分でいろいろ工夫をしてるんだなというふうに受け取りまし たので、このグラフに対してどうこう、素人をだますようなことをやってと かそういう感覚はなかったです。そういうもんだなというふうに感じました。

司会者

よろしいですか。何かあれば。

水橋弁護士

お話を総合すると、最終的にはやはり皆さん裁判所で出したグラフを一番 重視されていて、当事者が出したグラフというのは、ちょっと嫌な言い方を すれば毒にも薬にもならないみたいなことが多かったと、そういう印象だっ たんですかね。

4番

有罪無罪とかでもし争うような場合だと、きっと必要になってくるんでしょうけど、量刑を決めるだけの裁判だったので、余り。

司会者

最後は同じデータだったら裁判所のモニターでじっくり見るし、違うデータだったらばそれはすぐ忘れてしまうし、そんな位置づけになってしまうと、 こんな感じですか。

4番

内容とかによるんだと思うんです。

8番

私はこれは否定する感じはなかったです。ちゃんとどういうふうに,こういうふうになってるんだなというので見ておりましたね。

水橋弁護士

裁判所のほうがかなり拾って、なぜこうなってるのかということについて も検索条件を変えるなどの説明をしてくれてようやく理解ができたと、そう いう感じなんですかね。

8番

私のときはそうでした。

水橋弁護士

もう1点だけよろしいですか。全く違うお話なんですけれども、それはい わゆる生の感情のコントロールがどの程度できたのかということについて, 率直に感想をお聞きしたいと思っています。皆さんの今までのお話をお伺い していると、いろんな事件についての生の感情というのがありつつも、しか しながら裁判所で裁判をやるんだという枠組みを納得されて、その中でそれ をコントロールしていけたというふうに多くの方がおっしゃってくださった と思うんです。ただ、例えば変な話、最後、執行猶予と実刑のどちらにしよ うかと悩んだときとか,あるいは4年と5年とどっちにしようかなと悩んだ ときとか、その最後の決断の部分で感情をコントロールし切れていたのか。 それはするべきだというふうに私は申し上げているわけではなくて、できて いたのかどうかというところを皆さんどんなふうにお感じになっているのか というのをちょっとお聞きしたいと思ってるんです。というのは、恐らく事 件の中で出てくる中で自分の気持ちにインパクトを与える出来事というのは, 例えば犯罪の行為態様だけではなくて、例えば生の処罰感情であったりとか、 あるいは更生への意欲であったりとか, 当事者の弁論の内容であったりによ って生の感情が揺さぶられることというのはあったと思うんです。しかし, それは何というか、それに対して、じゃあ類似の事例がどうなっているのか とか、グラフでどうなってるのかとか、そういうのはかなり分析的な作業だ ったと思うんですね。その生の感情が、分析的な作業を経て最後残ったのが どの程度で、それが結論にどの程度の影響を与えたのか与えなかったのかと いうのが少し関心があるので、そこは感想としてお話をいただければと思っ ています。

司会者

ちょっと問題提起が難しい問題だと思うんですが, 恐らくですね, 量刑グ

ラフを見てもピンポイントで何年と出てこないと思うんですね。すぐに答え が出なくて、幅があると思うんですよね。幅の中で、でもピンポイントの意 見を言わなきゃいけないときに、そこに自分の感情というのはかなり投影さ れましたかということですかね。

水橋弁護士

そういうことです。

司会者

では、1番さん、どうでしょうか。

1番

私たちの場合は、思いのたけは皆さん話したんです。グラフも参考になりましたけども、こういう意見もあるんだと。

司会者

グラフで分析的に機械的に決めたわけではないという思いをお話しされた かったんですよね。裁判員の間の話の中で、やっぱりいろんな話があって、 そこは決めていったということですね。

1番

はい。決めていったと思います。

司会者

2番さん,簡単に。何か思うことがあれば、今の質問に対して。

2番

個人的には、グラフで見たものというのは、何といいますかね、大きく外れてはいけないんだと、この範囲から逸脱するような、もっと重くすべきだと思ったとしても、やっぱり大きく外れてはいけないんだというぐらいの参考にしか私はしなかったです。最終的にはみんな納得したという空気があったので、特別、量刑グラフに左右されてたというふうには個人的には思わなかったです。

司会者

3番さんはどうでしょう。

3番

私たちは、途中途中、疑問なときは裁判官に質問して、これは考えなくていいんですねという質問をして、そうですと言われて、頭では分かっててもやっぱり気持ち的には分かってないところがありました。

司会者

4番さん、どうでしょうか。

4番

最後のときに割り切ったかどうかということですか。

水橋弁護士

特にお話をお聞きしてると、かなり事件に対する思いなども4番の方はあったようなので、いわゆる分析的な思考と感情のコントロールとをどのように折り合わせていたのかという、最後の自分の意見表明のときにどういうふうに折り合わせていたのかというところをお聞きしたいと思います。

4番

正直もう割り切りました。事件の内容もそうですけど、自分の気持ちでいってしまうと、ちょっと大変なことになってしまうと思ったので。ただ割り切るのに、やっぱりこの場所、話し合ってる場所だけではどうにもできなくて、家に帰ってそれで整理して、できる限りフラットな気持ちで、ここにいる間はできる限りフラットな気持ちでというのをちょっと心がけて、その最後のときも、もうかなり割り切ってという感じでした。

司会者

5番さんどうですか。

5番

私は、判決には私たちのこういう思いが含まれていますというのもつけ加

えていいという裁判長のお話があって、それを私たちは、あっ、そうなんだと思って、そういうことを言っていただけるんですかということを私たちが言ったんですけれども、そこまでなら大丈夫ですという判断をしてくださって、実際判決のときも、そのことを、私たちはこういう気持ち、具体的なことではなくてすごく表面的なことなんですけども、こういう願いを持ってこれを決めましたという気持ちを被告人の方に伝えることができたので、私たちはそのことが、私たちというか私はそのことが一番自分を納得させるというか、よかったなと思っています。

司会者

いかがでしょう, 6番さん。

6番

私は分析的と感情的というふうな対立みたいなのは余り初めからなくて、ですので最終的に判断するときも真っすぐ決められたらいいなと思って、その真っすぐな気持ちではいられました。ただ、ちょっと時間切れというような感じはあったんですけども、そこの辺のぶれはありませんでした。

8番

私はですね、感情は、自分が思った年数を出したときに入ってないというと、それはなくて、やっぱり入ってたと思います。それを逆に感情というかその考えがなくなると自分のここに来た意味がないんじゃないかなという思いがあったので、そこは自分に正直になるべきだなという思いはありました。ただ、こういった評議をやっていく中で、その感情の部分と冷静で見る部分がやっぱりだんだんと見えてきましたので、そこで初めて、言い方はコントロールになるのかもしれないですけど、整理ができたんではないかなと。ただ、自分の中ではコントロールしてるけど、感情は入ってるというふうに思います。

ありがとうございました。

水橋弁護士

時間がない中、ありがとうございました。

司会者

検察官。

横田副部長

ぜひ伺いたいことがございますので。まず、2番さんと3番さんの事件は執行猶予がついてるんですけれども、検察官の論告をお聞きになってというか、今の感想でも結構なんですが、検察官が実刑を求めているというふうにお感じになったか、それとも執行猶予でもいいんじゃないかなと思ってるというふうにお感じになったかという点、検察官が何を求めているかが伝わっただろうかという点です。それから、求刑を言いますので、少なくとも検察官はグラフを示したほうがいいんじゃないかというふうにお思いかどうか。8番さんの事件では、異例なんですけれども、検察官のほうでグラフを示しております。それがよかったどうかという点です。それから、結局求刑を見て、後でグラフをごらんになったときに、意外とおさまってるんだ、ここに来てるんだなということが腑に落ちていただけたかどうか、つまり、検察官の意見というのはそれなりに参考になったかどうかということなんですが、この3点をちょっとお伺いしたいと思います。

司会者

大事なところですので。また1番さん、お願いします。1番さんに対する 質問は、検察官の求刑が最終的には量刑グラフを意識した合理的なものだと いうふうに納得できたかどうかという、そういうことになるんでしょうかね。

横田副部長

検察官はグラフをお示ししなかったので、検察官が7年と言ったときにグ ラフを一緒に示して説明しておいたほうがよかったんじゃないのかとお思い になったかどうか。

1番

初めての経験ですので, それは分からない。

横田副部長

特にないですか。

1番

はい。

司会者

特に変だなとは思わなかったと。

1番

思いませんでした。

司会者

では、2番さんに対しては、検察官の求刑が果たして意図が伝わったんでしょうかという、こういう御質問だったんですけど、いかがですか。

2番

検察の方の求刑は執行猶予がついてなかったんですけど。でも、何という んですかね、絶対つくという雰囲気があったので、恐らくその辺も考えて出 されているんだなというふうに思いました。

司会者

結構です。3番さんも結論は執行猶予をつけたわけですけども、検察官は どんな意図だったというふうに感じましたか。

3番

検察官は多分5年求刑して執行猶予なしでとおっしゃってたんですけど、 3年の執行猶予つきになるという予測はされていたんじゃないかなと思いま した。

本音と建前はちゃんと分かりましたということでしょうか。4番さん、いかがですか。何か検察官がグラフみたいなものを示して求刑したほうが分かりやすかったと感じるのか、あれでなくてもいいのかというあたりどうでしょうか。

4番

私が参加したものに関しては、別にグラフは。

司会者

検察官が求刑するときに、こういうグラフに照らせば求刑は合理的なんで すよという根拠を示したほうが、より説得的だったかどうですかという質問 については。

4番

あったらよかったかもしれないですね。確かに。

司会者

それはそうですか。

4番

はい。

司会者

数字だけぼんと言うのではなくて。

4番

そうですね。

司会者

5番さん,どうですか。

5番

厳重処罰を希望ということで7年と言われて、少ないなと思ったんですけれども、後々裁判官のほうからグラフを見せていただいて、7年って結構厳重処罰なんだなということを納得しました。

6番

私の場合、検察のほうが強盗致傷の中で比較的悪質であるというふうに言ってて、悪質か、それで6年なんだというふうに思ってたんですけども、その後グラフを見ると、意外と分布グラフの一番多いところが6年だったりして、結構ちょっと盛ってるのかなという印象を持ちました。

司会者

8番さんはどうでしょうか。

8番

このグラフを出されたときに、今回の案件がもうどれぐらいの量刑になるのかということを争点にしてるんだという話があったので、逆にこういうグラフを出さないと情状を訴えることができないんだろうなというふうに受け取りました、私は。なので、終わってみるとこのグラフがもしなかった場合でも、結果的にはやっぱり過去のグラフが必要だと私は思ってますので、最初に弁護側がこれを出す出さないにかかわらず、私個人的にはグラフがないと進まなかったのかなというのはありますね。

司会者

よろしいですか。

横田副部長

どうもありがとうございました。

司会者

それでは、長時間にわたっておつき合い願ってどうもありがとうございま した。これで本日の意見交換会を終わりたいと思います。ありがとうござい ました。

以上